

函館市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月11日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第44号

函館市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

函館市公衆浴場法施行細則（昭和59年函館市規則第53号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書を削り，同項第5号中「蒸し室」を「サウナ室」に改める。

第6条第3項第5号中「蒸し風呂」を「サウナ室」に改める。

第7条中第3項を第4項とし，第2項を第3項とし，第1項を第2項とし，同条に第1項として次の1項を加える。

省令第1条の2第1項に規定する届書は，別記第2号様式の2によらなければならない。

別記第1号様式注を次のように改める。

注 公衆浴場の種類欄には，普通浴場，福利厚生浴場およびその他の浴場の別を記載し，括弧内に温湯，潮湯，温泉，蒸気等のうち使用するものを記載し，温泉または医薬品等を原料とした薬湯を使用する公衆浴場にあつては，その成分，用法，用量および効能を付記すること。

別記第2号様式の次に次の1様式を加える。

別記第2号様式の2（第7条関係）

公衆浴場営業承継届書

年 月 日

函館市長 様

住所 （法人にあつては、主たる
事務所の所在地）

届出者 氏名 （法人にあつては、その名
称および代表者の氏名）

生年月日 年 月 日

次のとおり浴場業を営む者の地位を承継したので、公衆浴場法第2条の2第2項の規定により届け出ます。

- 1 浴場業を譲渡した者の住所および氏名（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名）
- 2 譲渡の年月日
- 3 公衆浴場の名称
- 4 公衆浴場の所在地

添付書類

- 1 浴場業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 届出者が法人の場合にあつては、届出者の定款または寄附行為の写し

別記第6号様式中「公衆浴場営業許可申請書記載事項変更届書」を「公衆浴場営業許可申請書（公衆浴場営業承継届書）記載事項変更届書」に、「公衆浴場営業許可申請書の」を「公衆浴場営業許可申請書（公衆浴場営業承継届書）の」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。ただし、別記第6号様式の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第2項に規定する浴場業を譲り受けた者が行う同法第2条第1項の許可の手續に係る申請書（その添付書類および図面を含む。）については、改正後の第2条第2項および別記第1号様式の規定にかかわらず、なお従前の例による。